

8 生徒心得

1 一般事項について

- (1) 常に高校生としての品位を保って行動すること。
- (2) 法律に抵触するような行為をしないこと。
- (3) 学校の内外で事故にあった場合は、ただちに学校に届けること。
- (4) アルバイト、原付バイク通学、自動車教習所の入校などについては、事前に許可願を提出し許可を得ること。
- (5) 登校は、遅くとも始業5分前とする。但し、バイク通学者は始業10分前に登校すること。
- (6) 遅刻・早退の場合は、所定の様式にて、HR担任に届け出ること。

2 生徒遵守事項

- (1) 校内生活について
 - ア 言葉遣いに注意すること。
 - イ 来客・教職員に会ったときは、挨拶または会釈をすること。
 - ウ 日頃の授業を大切にし、履修の意味を正しく理解すること。また、テストにおける不正行為等は決して行わないこと。
 - エ 公共物を大切に扱い、電気・通信施設、火災報知器や消防器具にみだりに手を触れないこと。
 - オ 必要な学用品以外は持参しないこと。また必要以上の金銭も持参しないこと。
 - カ 金銭・物品の貸借はしないこと。
 - キ 生徒手帳は常に携行すること。
- (2) 生活一般について
 - ア 飲酒・喫煙をしないこと。
 - イ 窃盗・脅迫・暴力行為を行わないこと。
 - ウ 18才以下の出入りが禁止されている場所（飲食店・娯楽場・遊技場等）へ出入りしないこと。
 - エ 学校構内での政治的活動をしないこと。
 - オ 学校に関わる活動（授業、学校行事、部活動等）を利用して政治的活動をしないこと。
 - カ 満18歳となるまでは選挙運動をしないこと。ただし、満18歳であっても学校内および学校に関わる活動を利用した選挙運動はしないこと。
 - キ 暴走族への参加及び暴走行為（傍観も含む）、自動二輪に関する一切の行為を行わないこと。
 - ク 他者を尊重し、いじめ行為（相手がいやがらせやからかいと感ずる行為等）を行わないこと。
 - ケ SNS上の問題が重大な事件に発展する可能性を理解し、SNSの利用は十分に気をつけること。
 - コ 心配事や不安事、悩みについてはできるだけ早く信頼できる大人に相談すること。
- (3) 通学について
 - ア 列車・バス通学について
 - (ア) 定期乗車券の不正使用は行わないこと。
 - (イ) 乗車マナーを守ること。
 - イ バイク通学について
 - (ア) 通学用バイクは原動機付自転車とすること。
 - (イ) バイク通学希望者は、バイク講習を受講し、学校長の承認を得ること。
 - (ウ) バイク通学を認められた者は、道路交通法を遵守し、本校の通学条件を守ること。

ウ 自転車及び徒歩通学について

- (ア) 横列走行や、スマートフォン・イヤホン等を使用しながらの走行を行わないこと。
- (イ) 交通事故の際に最も弱い立場にあることを自覚し、交通安全に十分注意すること。

(4) 身なりについて

- ア 髪の毛の染色・脱色はしないこと。また髪にパーマをかけないこと。
- イ 装飾品（ピアス・指輪等）を身に付けたり化粧をしないこと。
- ウ カラーコンタクトレンズは使用しないこと。
- エ 服装について
 - (ア) 制服の上着・ズボン・スカートについては、本校指定の物をきちんと着用し、ズボン、スカートの変形は禁止とする。また、シャツの色は白とし、華美なものは避ける。
 - (イ) 女子のスカートは膝丈程度とする。またストッキング・タイツは肌色または黒とし、華美な物は避けること。
 - (ウ) 夏季は、ワイシャツ（白）・ズボンの軽装、ブラウス（白）・スカートの軽装を認める。
 - (エ) 登下校時は、運動靴または皮靴とし、華美なものは避けること。
 - (オ) 体育、実習の際の服装は別に定める。
 - (カ) 防寒着は華美でないものとし、校内では着用せず、通学時のみの着用とする。マフラー、手袋は防寒着と同様に扱う。セーター、カーディガンは上着から出ないように着用し、色は、黒、紺、（上着から出ない）とする。
 - (キ) 特別な事情により服装の規定を守れないときは、異装許可願を提出し許可を受けること。

(5) アルバイトについて

- ア アルバイト希望者は承認願を提出し、学校長の許可を得て実施すること。
- イ アルバイトの承認更新は学期毎に行うこと。
- ウ 定期考査1週間前から定期考査終了までは学業に専念し、アルバイトは行わないこと。

(6) 自動車教習所について

- ア 自動車教習所へ入校希望者は、入校許可願を提出し、学校長に承認を得て入校すること。
- イ 自動車教習所への入校は、3年次の前期終業式の翌日以降とする。
- ウ 普通自動車免許取得後は、速やかに担任に免許証を提示すること。
- エ 普通自動車免許取得後、運転する場合は保護者等同乗に限る。
※ 普通自動車免許は普通免許および準中型免許を含む。

前項の遵守事項に違反したもの、また学校の秩序を乱し生徒としての本分に反した者には、訓告・特別指導が学校長より与えられる。

(7) 諸許可願

本校所定の用紙に記入し担任を通してすみやかに届け出ること。

- ア アルバイト承認願
- イ バイク通学承認願
- ウ 自動車教習所入校許可願
- エ 異装許可願

3 長期休業中について

1 全般について

- (1) 各自計画を立て、規則正しい生活をする事。
- (2) 玉造工業高等学校の生徒としての品位を保ち行動すること。
- (3) 事故が起きた場合は、速やかに学校に報告すること。

2 外出・交友について

- (1) 外出の際は、行き先、用件、帰宅時間を保護者等に告げ許可を受けること。また、夜間は 23：00 から翌日の 4：00 まで外出はしないこと。
- (2) 友人間の宿泊はしないこと。
- (3) 交通ルールを遵守し交通安全に心がけること。

3 学習について

- (1) 試験前及び長期休業中に行われる補習授業に指名された者は必ず出席すること。また、出題された課題は必ず休業中に行うこと。わからない問題等については、教科担当の指導をよく受けること。
- (2) 家庭学習は、計画的・継続的に実施し、特に不得意科目や成績不振科目に力を入れて学習すること。
- (3) 諸研究・作業などをすすめたり、読書をするなどして、教養を高めるよう努めること。

4 保健衛生について

身体の異常や病気があれば、この休業中に医者の診察を受け、早期に治療すること。

5 登校日について

長期休業中、学校で定められた登校日には必ず出席すること。

平成20年 3月13日改訂
平成25年 3月13日改訂
平成25年12月10日改訂
平成27年2月16日 改訂
平成28年1月20日 改訂
令和2年11月19日 改訂
令和3年11月19日 改訂
令和5年 2月13日 改訂
令和6年11月19日 改訂